

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第84条第1項
処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：宮城県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、 宮城県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、 第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、 第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳から大型免許等を受けることができる者）、第32条の8（19歳から中型免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の5の3（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）
審 査 基 準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別添1「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について（通達）」（令和4年3月14日付け警察庁丁運発第68号）のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別添2「「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改正について（通達）」（令和元年10月11日付け警察庁丙運発第24号）に従い処分の軽減を行う。 保留を行う場合の基準は別添2「「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」の改正について（通達）」（令和元年10月11日付け警察庁丙運発第24号）のとおり。
標 準 処 理 期 間：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター及び気仙沼警察署にあっては即日、気仙沼警察署以外の警察署にあっては15日
申 請 先：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター又は警察署交通課
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601） 警察本部運転教育課（電話022-373-3601）
備 考：